

退学について

退学を願い出る場合は、事前に以下の事項をよく確認した上で、「退学願及び確認書（退学）」を提出してください。

1. 保護者とよく相談し、同意を得ること。※社会人学生及び外国人学生は、適用されません。
2. 授業料の未納がある場合、退学願は受理されないこと。また、一度納入した授業料については、返還されないこと。
3. 前期中に退学する場合（9月30日付け退学）は、9月25日（土日祝に当たる場合はその前日）までに、後期中に退学する場合（3月31日付け退学）は、3月25日（土日祝に当たる場合はその前日）までに退学願を提出し、月末までに承認される必要があること。
4. 4月末又は10月末で退学する場合は、当月の25日（土日祝に当たる場合はその前日）までに退学願の提出が必要であり、提出前に、4月分又は10月分（1か月分）の授業料を納付しなければならないこと。
5. ゼミに所属している場合は、事前に指導教員に退学することを伝えること。
6. グローカルコースに所属している場合は、事前に履修指導教員（アドバイザー）に退学することについて相談すること。
7. 学生生活上の不安がある場合は、学生何でも相談室に相談すること。
8. 特別修学支援室に所属している場合は、特別修学支援室に相談すること。
9. 日本学生支援機構又は民間企業等の奨学生である場合は、学生支援課学生支援係に申し出た上で、所定の手続を行わなければならないこと。（現在、奨学金が休止・停止中で、振込がなされていない場合を含む）
10. 外国人留学生の場合は、事前に学生支援課国際交流室に届け出なければならないこと。

1. 学則（退学関係部分のみ抜粋）

【小樽商科大学学則】（学部学生の場合）

第35条 学生が退学しようとするときは、願い出により許可を得なければならない。

【小樽商科大学大学院学則】（大学院生の場合）

第39条 疾病その他の理由により退学しようとする者は、願い出て許可を受けなければならない。